

大分県消費者教育教材貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、消費生活に関する学習や啓発の機会等の充実を促進するため、大分県消費生活・男女共同参画プラザが保有する消費者教育教材（以下「教材」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

（貸出する教材）

第2条 貸出する教材は、次のDVD教材とする。

- （1）DJペンペンのそこでいっぺんクールダウン
- （2）ちょっと待って！そのクリック大丈夫？～知って防ごう！ネットトラブル～
- （3）消費者トラブルは突然に！～若い世代をねらう悪質商法～
- （4）「いりません」断る切り札きめことば！～悪質商法撃退法～

（貸出の対象）

第3条 貸出の対象は、県内外を問わず、消費生活に関する学習や啓発を行う団体等とす
「団体等」には、個人、学校、自治体、NPO法人、企業等を含む。

（貸出の手順）

第4条 教材の貸出を希望する者（以下「利用者」という。）は、別紙「消費者教育教材貸出申請書」に必要事項を記入し、大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長に提出するものとする。

2 大分県消費生活・男女共同参画プラザは、前項の申請書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認められる場合に限り教材を貸し出すものとする。

（貸出料金）

第5条 教材の貸出は無料とする。

（貸出に係る費用の負担）

第6条 第5条に基づき郵送等により貸出を行う場合、貸出に要する送料は県が負担し、返却に要する送料は利用者が負担するものとする。ただし、県外の団体等への貸出については、貸出および返却に要する送料の全額を利用者が負担するものとする。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、原則として1か月以内とする。ただし、大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

（貸出中の教材の管理）

第8条 教材の貸出期間中は、利用者が責任を持って管理し、教材を損傷または紛失した場合は、利用者に対し、その損害の弁償を求める場合がある。

2 教材の利用により人的または物的損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

（利用目的の制限）

第9条 利用者は、貸出を受けた教材を無断で複製、放送、営利目的での上映、販売または転貸してはならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、大分県消費生活・男女共同参画プラ

ザ所長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。